省令

○国土交通省令第三十三号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十四条の二十六条第一項の規定に基づき、気象業務法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「一万千四百円」の下に「（学科試験の全部の免除を受ける者については九千四百円、学科試験の一部の免除を受ける者については一万四百円）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項、第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）、第八十三条の二及び第百三十七条第一項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九十七条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、第八号を削り、同条第九号中「ＳＢＡＳ（静止衛星型衛星航法補強施設をいう。以下同じ。）」を「衛星航法補助施設」に改め、同号を同条第六号とする。

第九十九条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同項第七号中「第九号」を「第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号ロ㈣ａ中「この条」を「この号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号ハ中「第七号ハ」を「第五号ハ」に改め、同号カ中「第七号ノ」を「第五号ノ」に改め、同号ヨ中「第七号オ」を「第五号オ」に改め、同号レ中「第七号マからキまで」を「第五号マからキまで」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の一号を加える。

八　衛星航法補助施設にあつては、次の性能、構造等を有するものであること。

イ　航行中の航空機に対し、補助信号（測位衛星からの電波の受信により行う位置の測定を補助するための信号をいう。以下同じ。）を搬送する電波を発射するものであること。

ロ　ハの表の水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合しないときは、警報信号（航行中の航空機に対し、その旨を警報するための信号をいう。以下同じ。）を搬送する電波を発射するものであること。

ハ　次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる基準に適合するものであること。

区分	基準					
	水平精度	垂直精度	継続性	可用性	警報信号到達時間	完全性
一　航空機の進入以外の航行の用に供する場合（次の項に掲げる場合を除く。）	三・七キロメートル以下		〇・九九九以上	〇・九以上	五分以下	〇・九九九九以上
二　航空機の進入以外の航行の用に供する場合（許容される航法精度が指定された経路又は空域におけるものに限る。）の用に供する場合	〇・七四キロメートル以下		〇・九九九以上	〇・九以上	一五秒以下	〇・九九九九以上
三　計器飛行により降下することができる最低の高度が滑走路進入端（着陸しようとする航空機から見て手前にある滑走路末端をいう。以下同じ。）を含む水平面の上方七五メートル以上に指定された空港等（進入復行を行う場合の最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方七五メートル以上に指定されたものに限る。）への航空機の進入の用に供する場合	二・二〇メートル以下		〇・九九九以上	〇・九以上	一〇秒以下	〇・九九九九以上
四　計器飛行により降下することができる最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方七五メートル以上に指定された空港等（三の項に規定するものを除く。）への航空機の進入の用に供する場合	一六・〇メートル以下	二〇メートル以下	〇・九九九二以上	〇・九以上	一〇秒以下	〇・九九九八以上
五　計器飛行により降下することができる最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方六〇メートル未満に指定された空港等への航空機の進入の用に供する場合	一六・〇メートル以下	六・〇メートル以下	〇・九九九二以上	〇・九以上	六秒以下	〇・九九九八以上

備考

一　水平精度とは、補助信号を搬送する電波を受信した航空機が測定する位置の水平方向の精度をいう。

二　垂直精度とは、補助信号を搬送する電波を受信した航空機が測定する位置の垂直方向の精度をいう。

三　継続性とは、任意の一時間（四の項及び五の項の上欄に掲げる場合にあつては、任意の一五秒）において常時水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合する確率をいう。

四　可用性とは、運用時間のうちに、水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合する時間の占める割合をいう。

五　警報信号到達時間とは、ロに規定する状態が発生したときから警報信号を搬送する電波が航空機に到達するまでに要する時間をいう。

六　完全性とは、リに規定する状態が発生した場合に速やかに補助信号を搬送する電波の発射を停止することができない事態が、任意の一時間（四の項及び五の項の上欄に掲げる場合にあつては、航空機の任意の一回の進入に要する時間）において発生する確率を一から減じた確率をいう。

ニ　計器飛行により降下する最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方六〇メートル未満に指定された空港等への航空機の進入の用に供しないこと。

ホ　送信装置は、随時切り換えて使用することができるように二組設備すること。

ヘ　擬似空中線を設備すること。

ト　予備自家発電装置を設備すること。

チ　監視装置を設備すること。